

第3章 史跡飯盛城跡の概要

1. 指定に至る経緯

大東市と四條畷市は平成28年度より共同で「飯盛城跡」の調査を実施してきた。調査の結果、城郭史上の画期に位置づけられる貴重な遺跡であることが判明したことから、両市では、「飯盛城跡」をより良好な状態で保存し、また活用することにより未来へ残していくために、令和2年度に国に対して「飯盛城跡」の国史跡指定について意見具申を行った。これを受けて、令和3年6月18日に開催された国の文化審議会において「戦国時代の政治・軍事を知るうえで貴重」であるとして「飯盛城跡」を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申され、令和3年10月11日に史跡指定の官報告示がなされた。令和4年2月3日に大東市・四條畷市が管理団体に指定された。

令和4年11月10日にはIX郭(南丸)を含む17,064.00㎡、令和5年3月20日にはI郭(高櫓郭)からⅦ郭(千疊敷郭)にわたる35,300.00㎡が追加指定された。

なお、指定に関する出来事は、表1に掲載している。

2. 指定と追加指定の状況

(1) 指定告示

①令和3年度指定

令和3年(2021)10月11日 文部科学省告示 第164号

名称 飯盛城跡(いいもりじょうあと)

種別 史跡

指定基準 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

地域 参考図のとおり

備考 参考図の詳細は大阪府文化財担当部局、大東市文化財担当部局及び四條畷市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

②令和4年追加指定

令和4年(2022)11月10日 文部科学省告示 第144号

指定基準 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

地域 大阪府大東市大字北條2260番1、2261番

③令和5年追加指定

令和5年(2023)3月20日 文部科学省告示 第18号

指定基準 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

地域 大阪府大東市大字北條2215番1、2216番1、2377番10

(2) 管理団体告示

令和4年2月3日 文化庁告示 第3号

大東市所在地 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

四條畷市所在地 大阪府四條畷市中野本町1番1号

(3) 指定説明文

①令和3年度指定

飯盛城跡は、大阪府と奈良県の境を南北に連なる生駒山地の北支脈である飯盛山(標高 314.3 メートル)に築かれた戦国時代(16 世紀中頃)の城跡であり、大阪府大東市・四條畷市にまたがって所在する。飯盛山の西斜面は生駒断層崖の急傾斜地形をなし、その麓には東高野街道が南北に走る。東斜面は緩傾斜の地形となり丘陵へ続く。山頂からは、北方向に比叡山・京都盆地、西には北摂の山並みから六甲山地、淡路島まで眺望でき、眼下には河内平野を一望できる要衝の地である。

飯盛城が記録に初めて現れるのは、享禄3年(1530)、細川晴元の被官で、北河内・北大和・南山城に勢力を及ぼした木沢長政の居城としてである。長政は畠山在氏を飯盛城に置いて河内守護に擁立し、天文5年(1536)に自身は大和信貴山城に移り、飯盛城は守護の屋形として機能した。しかし、天文11年に長政が太平寺の戦いで討ち死にし、翌年、飯盛城も落城した。その後、河内最大の勢力となった遊佐長教によって安見宗房が飯盛城に置かれた。宗房は弘治4年(1558)、大和の筒井城を追われた筒井順慶を保護しその後見として大和に出兵したことから、三好長慶と対立するようになった。

三好氏は守護大名細川氏の被官として仕え、細川氏に従って畿内で活躍するようになった阿波の武家である。応仁の乱以降次第に主家をしのぐ権勢を有するようになり、長慶の代には、天文18年に細川晴元を追放して政権を領導するに至った。同22年には將軍足利義輝を近江朽木に追放し、摂津の芥川城に拠り、永禄元年(1558)に義輝と和睦して、次いで河内に勢力を伸ばした。長慶は永禄2年から翌3年にかけて度々飯盛城を攻め、宗房らを退けた。

同年11月、三好長慶が飯盛城に入城した後は、飯盛城は京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の当時最先端の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富な史料が残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。永禄7年、長慶は足利義輝との緊張が高まる中、飯盛城で死去し、後継ぎとなった義継は三好氏の内部抗争に翻弄され、三好三人衆により河内高屋城に移され、その後飯盛城に戻ることができたが、その政治的地位を喪失し、飯盛城も北河内から南摂津を治める城にすぎなくなった。義継が河内若江城に居城を移した永禄12年頃には、飯盛城は城郭の機能を失ったものと考えられる。

飯盛城跡に関する調査は、昭和初期の大阪府による史蹟名勝天然記念物調査を嚆矢とし、戦後の昭和30年代末～40年代前半には大阪府立四條畷高等学校地歴考古学クラブによる発掘調査、昭和63年、平成元年の大東市教育委員会による発掘調査が実施されていた。その後、大東市・四條畷市両教育委員会では、飯盛城跡の保存活用の機運の高まりを受け、平成24年度に城跡の測量調査を実施し、同28年度から同30年度にかけて地形測量調査、遺構分布調査、発掘調査、石垣調査、文献史料調査を実施した。

それらの調査成果によれば、城跡の範囲は山頂を中心として南北約700メートル、東西約400メートルの規模で、北・東・南側は堀切・竪堀、西側は自然地形によって城外と画されている。南北に延びる尾根沿いに展開する曲輪群はⅠ郭(高櫓郭)南側の堀切を境に南北のエリアに分けられる。北エリアでは、尾根沿いに北に向かってⅠ郭からⅦ郭の曲輪群が展開する。南エリアと比べ各曲輪の面積は狭く、曲輪間の比高も大きい。さらに南北尾根から東西に派生する尾根上に

もA～Fの曲輪群が展開している。一方、南エリアでは、Ⅷ郭(千疊敷郭)・Ⅸ郭(南丸)とそれらの東方にあるⅩ郭(馬場)のいずれも広大な面積を有する曲輪が築かれていることが特徴である。これらから、北エリアは防御空間、南エリアは居住空間として機能していたと推定することができる。イエズス会宣教師が城を訪問した際の記録でも、山上に上って歓待を受けており、これと符合するものと思われる。飯盛城では山麓に居館が想定されず、山城に居住していたと考えられよう。城内の各曲輪は切岸で隔絶されており、明確に虎口といえる場所は、Ⅸ郭東側の石垣が築かれた箇所のみであり、その虎口にも線の折れなど、複雑な構造はみられない。

多くの曲輪の周囲には石垣が築かれており、粗密はあるが城の全域に分布している。特に北エリアの曲輪群BやⅤ郭付近、曲輪群Eに密集して築かれ、幾重にも大規模な石垣が築造されていた。石垣はⅡ郭周囲やⅢ郭西側にも密集して築かれている。南エリアの石垣は、Ⅸ郭虎口部分の石垣とⅧ郭曲輪112の南斜面部分の石垣の3か所であり、北エリアの曲輪群に比べ石垣の分布は希薄である。分布調査・測量調査の結果では、石垣に積み直しや破却の痕跡は確認されず、当時の遺構が良好に遺存しているものと考えられる。石垣は山内で採れる花崗岩を使用し、おおむね平滑面を表にそろえた野面積みである。基本的には部分的に横目地が通り、間詰石の使用は少量で、根石は築石よりも小ぶりなものをを用いている石垣が多くみられた。明確な隅角部を持つものは3か所のみで、いずれも算木積みではない。石垣は垂直に近い勾配で、段築により高さを確保している。平面形状が直線にならず、自然地形に即して石垣を築いている。

Ⅴ郭(御体塚郭)では、外周に塙の側面を上に向けて並べて列状に立て並べ、その内側に小礫を敷き詰めた建物が検出された。出土遺物から、その構造は土壁で、瓦の出土量から棟のみに瓦を葺いた建物であったと想定される。Ⅴ郭以外にも城内のほぼ全域から少量ながら平瓦等が見つかっている。また、Ⅴ郭周辺では城内の移動路である城道も検出した。Ⅷ郭・Ⅸ郭では、曲輪内で礎石建物を検出し、日常用具が出土した。また、両郭では曲輪造成時の大規模な盛土を確認している。

このように、飯盛城跡は、戦国時代末期、初め木沢長政の居城として、その後は畿内とその周辺を押さえた三好長慶の居城となり、その重要な政治拠点・文化交流の場として機能していた城跡である。発掘調査等によって、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、山城居住を含む城内の機能を推定することも可能である。また、同期の山城における石垣の使用と構築技術を示す貴重な事例である。安土城に始まる高石垣や瓦葺で礎石建ちの天守をもつ織豊系城郭とは異なるものの、これに先行して石垣・礎石建物・瓦の3つの要素を導入した城郭としても希有である。我が国戦国時代末期の政治・軍事を知る上で重要なことから、史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

(月刊文化財令和3年9月号より抜粋)

※横書き用に表記の一部を改めている。

②令和4年追加指定

飯盛城跡は、戦国時代、畿内一円を支配した三好長慶が拠点とした山城跡である。標高314メートルの飯盛山に築かれ、東西約400メートル、南北約700メートルで西日本有数の規模を誇る。飯盛城は、享禄3年(1530)、木沢長政の居城として記録に初めて登場し、その後、永禄3年(1560)、三好長慶が入城した後は、京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する文献史料は、寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富

に残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。長慶の死後、養子の義継が若江城に居城を移した永禄12年頃に城郭の機能を失ったものと考えられる。大東市及び四條畷市教育委員会による発掘調査等により、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、北エリアの防御空間の郭群と南エリアの居住空間の郭群からなることや、城の全域に石垣が多用されていたことが確認された。我が国戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事の様相や、織豊系城郭の形成過程を知る上で貴重である。

今回、飯盛城跡南エリアの最南端に位置し、櫓と推定される建物跡が検出され、土塁や切岸、畝状空堀群があるⅨ郭のうち、既指定地に隣接し条件の整った範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(月刊文化財令和4年9月号より抜粋)

※横書き用に表記の一部を改めている。

③令和5年追加指定

飯盛城跡は、戦国時代、畿内一円を支配した三好長慶が拠点とした山城跡である。標高314メートルの飯盛山に築かれ、東西約400メートル、南北約700メートルで西日本有数の規模を誇る。飯盛城は、享禄3年(1530)、木沢長政の居城として記録に初めて登場する。その後、永禄3年(1560)、三好長慶が入城した後は、京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する文献史料は、寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富に残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。長慶の死後、養子の義継が若江城に居城を移した永禄12年頃に城郭の機能を失ったものと考えられる。大東市及び四條畷市教育委員会による発掘調査等により、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、北エリアの防御空間の郭群と南エリアの居城空間の郭群からなることや、城の全域に石垣が多用されていたことが確認された。山麓や周辺に居館が見いだせず、山城の城郭内に居住空間があったことは、イエズス会宣教師の記録にも残されている。我が国戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事の様相や、織豊系城郭の形成過程を知る上で重要であることから令和3年(2021)に史跡に指定された。

今回、南方からの入口となる虎口とその両脇にある石垣の箇所、南エリアで最大の郭であるⅧ郭(千畳敷郭)の主要部と西斜面、また北エリアの主郭であるⅠ郭とⅡ郭東斜面と石垣を含んだ帯曲輪、及び、北部のⅤ郭西斜面の、既指定地に隣接し条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(月刊文化財令和5年2月号より抜粋)

※横書き用に表記の一部を改めている。

3. 指定範囲

史跡飯盛城跡は大東市大字北條と四條畷市大字南野に所在し、その指定範囲は次図のとおりである。

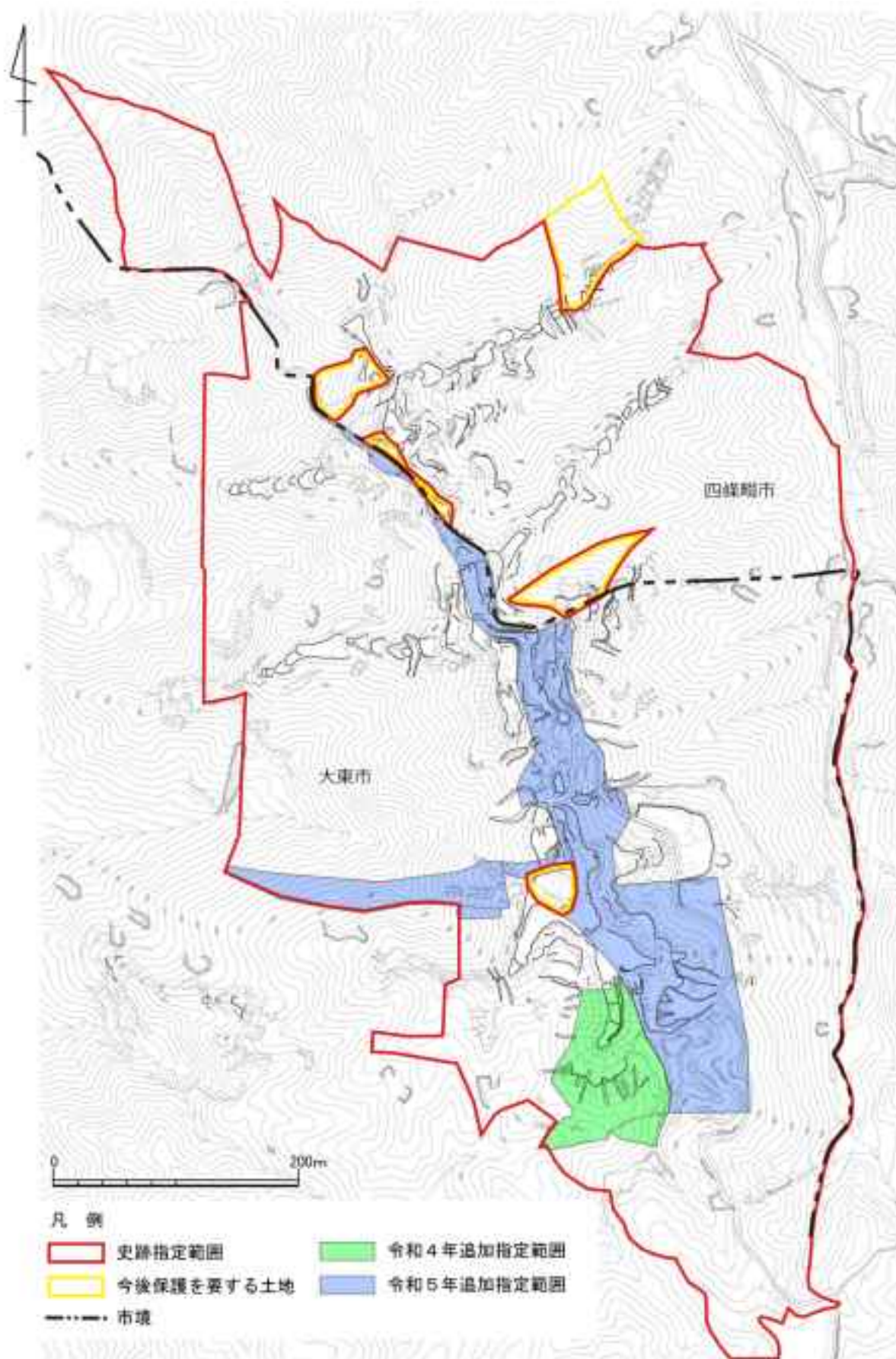


図 36 史跡飯盛城跡の指定範囲

4. 指定に至る調査成果

飯盛城跡の国史跡指定にあたっては大東市・四條畷市共同で平成28(2016)年度から令和元(2019)年度にかけて国庫補助金を受けて事業を実施している。国史跡指定をめざした調査では、飯盛城跡の歴史的価値を明らかにすることを目的として、考古学調査のほか、文献資料調査を含めた総合調査を実施し、その成果をとりまとめた『飯盛城跡総合調査報告書』を刊行した。

本節では総合調査で明らかになった飯盛城跡の調査成果の要点を整理し記載する。

(1) 考古学調査

飯盛城跡についてはこれまで文献資料や縄張り研究によって一定の評価はなされてきた。だが、詳細な地形測量に基づいた分布調査は行っておらず、考古学的な調査についても決して多くはなく、考古資料についても詳細な検討が行われていない状況であった。そのため、総合調査では城郭遺構の分布状況と城域を確認するため平成28年度に航空レーザ計測による測量調査を行い、詳細な地形図を作成した上で詳細分布調査を実施した。これらの調査によって遺構の詳細図を作成することができ、東西400m、南北700mの城域を確定することができた。城の機能についても遺構図から北エリアは防御空間、南エリアは居住空間として利用されていたことを再確認した。特筆すべきは城郭遺構のうち、石垣の分布が把握できたことである。石垣はこれまで城の要所に限定的に築かれていたと考えられていたが、調査の結果、城の全域に取り入れられていた可能性が高いことが明らかになり、飯盛城跡を特徴づける遺構であることが判明した。

1 城の構造

飯盛城跡の構造については、中井均による先行研究により、主郭に相当するⅠ郭(高櫓郭)の南側に設けられた主尾根を遮断する堀切によって北エリアの防御空間と南エリアの居住空間に分けられ、曲輪の機能に相違があったことが指摘されている。総合調査ではこの研究に基づいて測量調査と分布調査を実施し、以下の成果を得た。

北エリア 主尾根上にⅠ郭(高櫓郭)からⅥ郭が構えられており、各曲輪は面積が狭く、曲輪間の比高が大きくなっている。宗教的な性格を持つ可能性のあるⅤ郭(御体塚郭)の北には城内でも最大の堀切が構えられており、この堀切によって城の主要部分は隔てられていると見られる。主尾根から東西に派生する支尾根上には曲輪群Aから曲輪群Fが構えられており、西側は自然地形の急傾斜、東側は多重堀切(堀切3・5~11)として城域を限っている。また、各曲輪の斜面には多くの石垣が築かれていることが明らかになり、石垣は飯盛城跡を特徴づける遺構であることが明らかになった。

南エリア Ⅶ郭(千畳敷郭)・Ⅸ郭(南丸)・Ⅹ郭(馬場)で構成される。広大な面積を持つ曲輪が多く、傾斜の緩やかな東斜面には帯曲輪や腰曲輪が多く構えられている。北エリアと比較すると曲輪間の比高は小さくなくなり、支尾根に曲輪群は築かれていない。Ⅸ郭の切岸の下には畝状空堀群が構えられている。石垣は虎口とⅦ郭の谷に築かれた曲輪斜面のみに築かれており、北エリアと比較すると非常に少ないといえる。

2 石垣

飯盛城跡を特徴づける遺構である石垣については、詳細分布調査及び測量調査を実施した。その結果、飯盛城跡に伴う石垣を32か所で確認している。多くの石垣は裏込めを持つ2mを超える高さの本格的な石垣であり、石垣の築かれた場所を見ていくと、北エリアの東斜面に集中していること

がわかる。特にⅤ郭と曲輪群E、Ⅰ郭(高櫓郭)・Ⅱ郭(本郭)と曲輪群Bに多くの石垣が集中して築かれている反面、西斜面にはあまり築かれていない。また、城の出入口である虎口には大ぶりの石材が使用されている(石垣30・石垣41)。東斜面には権現川からの登城道の存在が推定されており、虎口とともに人の往来が多い箇所であったと考えられ、石垣は多くの人を通る登城道や虎口から見える位置を選んで築かれたと考えられる。

飯盛城跡の石垣の構築技術の特徴として、小ぶりの根石、顎止め石の利用、規格性のない石材の使用、少量の間詰石の利用、垂直に近い勾配、段築状石垣、折れ・隅角部の構築による石垣墨線の補強、隅角部は算木積みではないことが挙げられる。機能面の特徴としては曲輪斜面の保護、曲輪盛土の土留め、視覚的效果をねらった象徴性がある。石垣石材の入手先については、露岩の節理の間隔が付近に位置する石垣石材の大きさと近いことから、節理を利用して近くの露岩から石材を採石したと考えられる。

以上の調査成果から、飯盛城跡が織田信長による安土城に先駆けて本格的な石垣を導入した山城であることが明らかになった。

3 発掘調査

発掘調査は北エリアのⅤ郭(御体塚郭)を四條畷市教育委員会、南エリアのⅧ郭(千畳敷郭)及びⅨ郭(南丸)、虎口を大東市教育委員会が実施した。

Ⅴ郭(御体塚郭) 塼列建物跡を含む2棟の建物跡と特殊な灯明皿や瓦が出土したことで、宗教的な性格を持つ曲輪である可能性があることが明らかになった。

Ⅷ郭(千畳敷郭) 曲輪を造成する盛土遺構や礎石を発見し、土師皿や調理具等の日常生活に使用する土器が出土した。居住空間である可能性が調査成果でも裏付けられた。

Ⅸ郭(南丸)・虎口 曲輪の最南端から櫓と推定される建物跡や礎石を検出しており、曲輪の構成及び発掘調査成果から虎口と一体となって南エリアの防御空間として機能したと推定される。虎口の発掘調査を行った結果、門跡等は検出しなかった。ただし、虎口に築かれた石垣規模・構造を明らかにすることができた。



図 37 Ⅴ郭(御体塚郭)曲輪59出土遺物

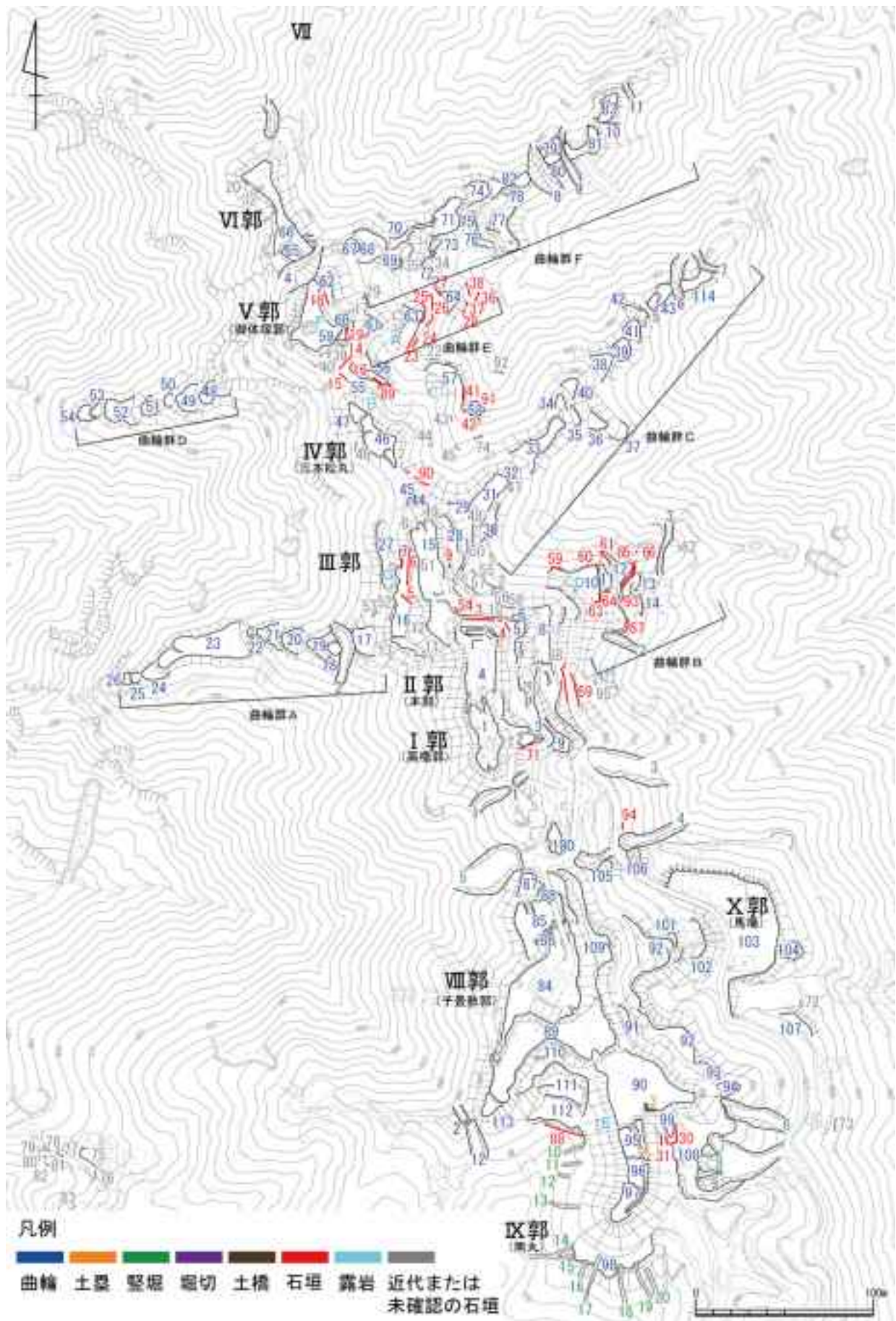


図 38 飯盛城跡遺構現況図



図 39 V郭(御体塚郭)曲輪 59
埴列検出状況 第 18-1 トレンチ(東から)



図 40 V郭(御体塚郭)曲輪 59
完掘状況 第 18-1 トレンチ(西から)



図 41 石垣 14(右)・15(奥)・16(左)



図 42 石垣 23(上段)・24(下段)



図 43 石垣 89(右)上部の城道



図 44 VIII郭(千畳敷郭)曲輪 90
第 16-13・19 トレンチ 礎石検出状況



図 45 VIII郭(千畳敷郭)曲輪 112
石垣 88 第 18-9 トレンチ



図 46 虎口石垣 30
検出状況 第 18-8 トレンチ



図 47 IX郭(南丸)曲輪 95
第 17-6 トレンチ 土塁 4



図 48 IX郭(南丸)曲輪 97
第 17-7 トレンチ 礎石・焼土層検出状況



図 49 IX郭(南丸)曲輪 97
第 17-4 トレンチ拡張部 ピット 2・3 検出状況



図 50 V郭(御体塚郭)曲輪 59
出土遺物



図 51 V郭(御体塚郭)曲輪 59
出土遺物



図 52 VIII郭(千畳敷郭)曲輪 89・90・112
IX郭(南丸)曲輪 96・97 出土遺物



図 53 VIII郭(千畳敷郭)曲輪 89・90・112
IX郭(南丸)曲輪 96・97 出土遺物



図 54 VIII郭(千畳敷郭)曲輪 89・90・112
IX郭(南丸)曲輪 96・97 出土遺物



図 55 II 郭(本郭)石垣 3・4



図 56 III 郭 石垣 6・7



図 57 虎口 石垣 41



図 58 曲輪群 B 石垣 65・66

(2) 関連資料調査

飯盛城は、木沢長政の居城として享禄3年(1530)に文献上、初めて登場する。その後、永禄3年(1560)に三好長慶が飯盛城に入城した後は、当時の日本の中心であった首都京都や五畿内を支配する三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の最先端の文化交流の場ともなった。飯盛城については、寺社文書や公家の日記、軍記物等の豊富な史料が残っており、また、城を訪れたイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。飯盛城は三好義継が若江城に居城を移した永禄12年(1569)頃に城郭としての機能を失うが、近世以降に刊行された地誌等の記録から、飯盛城跡が重要な城跡として認識されていたことがわかる。

(3) まとめ

測量調査と分布調査で明らかになった飯盛城跡の城域(東西400m、南北700m)は西日本有数の規模を誇る。また、以前より指摘されていたように北エリアは防御空間、南エリアは居住空間として機能していたことが調査成果からも想定される。多くの曲輪の周囲には石垣が築かれており、石垣は城の全域に分布していることも明らかになった。石垣については飯盛城跡を特徴づける遺構であり、戦国時代末期の石垣構築技術や年代を特定できる貴重な事例であるといえる。発掘調査では、礎石が出土し瓦が発見されたことから石垣・礎石建物・瓦を導入した城郭であることが判明した。調査成果から飯盛城跡の歴史的価値は以下の4点にまとめることができる。

- ・戦国時代末期の重要な政治拠点・文化交流の場として機能したこと
- ・戦国時代末期の城郭遺構が良好に残存し、城の機能が推定できること
- ・戦国時代末期の山城における石垣の使用と構築技術を示す貴重な事例であること
- ・石垣・礎石建物・瓦を導入した城郭であること

飯盛城跡は織田信長によって完成される「織豊系城郭」に先行して石垣・礎石建物・瓦の3つの要素を取り入れた稀有な事例であり、城郭史上の画期に位置づけられる戦国時代末期の時代の変化を考察する上で、重要な遺跡といえる。

5. 指定後の調査

史跡指定後も継続的に調査を実施しており、Ⅰ郭(高櫓郭)とⅡ郭(本郭)の東側帯曲輪斜面に築かれた石垣69とⅢ郭の曲輪15西斜面に築かれた石垣6・7の石垣測量調査を実施している。

6. 指定地の状況

(1) 土地所有

大東市域の史跡指定地及び今後保護を要する土地については、大半が民有地又は社寺有地であるが、一部市有地である里道が含まれている。大東市が史跡の管理団体に指定されている。

四條畷市域の史跡指定地及び今後保護を要する土地については、大半が民有地であるが、一部市有地や里道が含まれている。四條畷市が史跡の管理団体に指定されている。

両市ともに筆界確定がなされていないため、地籍調査等必要な調査を進めながら公有化について検討していく予定である。

表 14 大東市域の土地所有の状況(※今後保護を要する土地を含む)

所有者	面積(㎡)	構成比(%)	該当する地目
公有地(大東市所有)	267.30	0.05	里道
民有地(個人)	559,973.00	98.71	保安林、山林、雑種地
民有地(法人)	7,033.00	1.24	雑種地
合計	567,273.30	100.00	

表 15 四條畷市域の土地所有の状況(※今後保護を要する土地を含む)

所有者	面積(㎡)	構成比(%)	該当する地目
公有地(四條畷市)	1,941.90	1.48	里道、河川敷
民有地(個人)	129,342.00	98.52	保安林、山林
合計	131,283.90	100.00	

(2) 土地利用

史跡指定地のほとんどは「山林」と「保安林」で占めており、一部「里道」や「河川敷」、「雑種地」が混じる土地利用となっている。

表 16 大東市域の土地利用の状況

地目	面積(㎡)	構成比(%)
山林	86,821.00	15.30
保安林	442,140.00	77.94
里道	267.30	0.05
雑種地	38,045.00	6.71
合計	567,273.30	100.00

表 17 四條畷市域の土地利用の状況

地目	面積(㎡)	構成比(%)
山林	79,327.00	60.42
保安林	50,015.00	38.10
河川敷	1,487.00	1.13
里道	454.90	0.35
合計	131,283.90	100.00

表 18 大東市域の土地利用(地目)の状況(参考)

地番	地目	面積(㎡)	所有者	備考
大字北條 2067 番	保安林	2,380.00	個人	
大字北條 2129 番	保安林	793.00	個人	
大字北條 2130 番	保安林	1,586.00	個人	
大字北條 2131 番	保安林	1,983.00	個人	
大字北條 2132 番	保安林	317.00	個人	
大字北條 2133 番	保安林	555.00	個人	
大字北條 2134 番	保安林	396.00	個人	
大字北條 2135 番	保安林	1,586.00	個人	
大字北條 2136 番	保安林	119.00	個人	
大字北條 2137 番	保安林	793.00	個人	
大字北條 2138 番甲	保安林	2,181.00	個人	
大字北條 2138 番乙	保安林	198.00	法人	
大字北條 2139 番 1	保安林	3,123.00	個人	
大字北條 2139 番 2	保安林	49.00	個人	
大字北條 2140 番	保安林	1,983.00	個人	
大字北條 2141 番	保安林	634.00	個人	
大字北條 2142 番 1	保安林	1,864.00	個人	
大字北條 2142 番 2	保安林	119.00	個人	
大字北條 2143 番 1	保安林	773.00	個人	
大字北條 2143 番 2	保安林	19.00	個人	
大字北條 2144 番 1	保安林	1,110.00	個人	
大字北條 2144 番 2	保安林	79.00	個人	
大字北條 2145 番 1	保安林	267.00	個人	
大字北條 2145 番 2	保安林	49.00	個人	
大字北條 2146 番	保安林	238.00	個人	
大字北條 2147 番	保安林	2,380.00	個人	
大字北條 2148 番	保安林	5,553.00	個人	
大字北條 2149 番	保安林	1,586.00	個人	

地番	地目	面積(㎡)	所有者	備考
大字北條 2150 番	保安林	1,190.00	個人	
大字北條 2151 番	保安林	119.00	個人	
大字北條 2152 番 1	保安林	1,550.00	個人	
大字北條 2152 番 2	保安林	433.00	個人	
大字北條 2210 番 1	山林	9,917.00	個人	
大字北條 2211 番 1	山林	3,752.00	個人	
大字北條 2211 番 2	山林	214.00	個人	
大字北條 2212 番 1	山林	13,854.00	個人	
大字北條 2212 番 2	山林	426.00	個人	
大字北條 2213 番	山林	2,181.00	個人	
大字北條 2213 番 1	山林	3,966.00	個人	
大字北條 2214 番	山林	3,966.00	個人	
大字北條 2215 番 1	山林	5,811.00	個人	令和 5 年度追加指定
大字北條 2215 番 2	山林	535.00	個人	
大字北條 2216 番 1	山林	257.00	個人	令和 5 年度追加指定
大字北條 2216 番 2	山林	535.00	個人	
大字北條 2217 番 1	山林	568.00	個人	
大字北條 2217 番 2	山林	224.00	個人	
大字北條 2218 番	山林	2,380.00	個人	
大字北條 2219 番	山林	793.00	個人	
大字北條 2255 番	山林	1,190.00	個人	
大字北條 2256 番	山林	793.00	個人	
大字北條 2257 番	山林	4,760.00	個人	
大字北條 2258 番	山林	396.00	個人	
大字北條 2259 番	山林	2,380.00	個人	
大字北條 2260 番 1	山林	16,271.00	個人	令和 4 年度追加指定
大字北條 2260 番 2	山林	1,976.00	個人	
大字北條 2261 番	山林	793.00	個人	令和 4 年度追加指定
大字北條 2262 番	山林	3,966.00	個人	
大字北條 2268 番	山林	555.00	個人	
大字北條 2269 番	山林	3,966.00	個人	
大字北條 2270 番	山林	396.00	個人	
大字北條 2377 番 1	保安林	406,135.00	個人	
大字北條 2377 番 7	雑種地	1,176.00	法人	
大字北條 2377 番 10	雑種地	29,232.00	個人	令和 5 年度追加指定
大字北條 2377 番 11	雑種地	4,429.00	法人	
大字北條 2377 番 12	雑種地	1,295.00	個人	
大字北條 2377 番 13	雑種地	317.00	個人	
大字北條 2377 番 14	雑種地	366.00	個人	
大字北條 2377 番 15	雑種地	330.00	法人	
大字北條 2377 番 16	雑種地	900.00	法人	今後保護を要する土地
大字北條 2129 番と大字北條 2151 番に挟まれ、大字北條 2146 番と大字北條 2145 番 2 に挟まれるまでの道路敷	里道	267.30	大東市	
合計		567,273.30		

表 19 四條畷市域の土地利用(地目)の状況(参考)

地番	地目	面積(㎡)	所有者	備考
大字南野 1861 番 1	山林	19,834.00	個人	
大字南野 1862 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1863 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1863 番 2	山林	1,487.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1864 番	山林	1,487.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1865 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1867 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1948 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1949 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1950 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1951 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1952 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1953 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1954 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1955 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1956 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1957 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1958 番	山林	2,975.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1959 番	山林	2,975.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1968 番 1	山林	5,950.00	個人	
大字南野 1968 番 2	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1969 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1970 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1971 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1972 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1973 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1974 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1975 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1976 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1977 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1978 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1979 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1980 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1986 番 1	保安林	892.00	個人	
大字南野 1986 番 2	保安林	595.00	個人	
大字南野 1987 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1988 番	保安林	2,975.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1989 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1990 番 1	保安林	5,395.00	個人	
大字南野 1991 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1992 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1993 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1994 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1995 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1996 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1997 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1998 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1999 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 2000 番	河川敷	1,487.00	四條畷市	
大字南野 2001 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1865 番と 1948 番に挟まれ、大字南野 1863 番 2 と 1972 番に挟まれるまでの里道敷	里道	454.90	四條畷市	
合計		131,283.90		

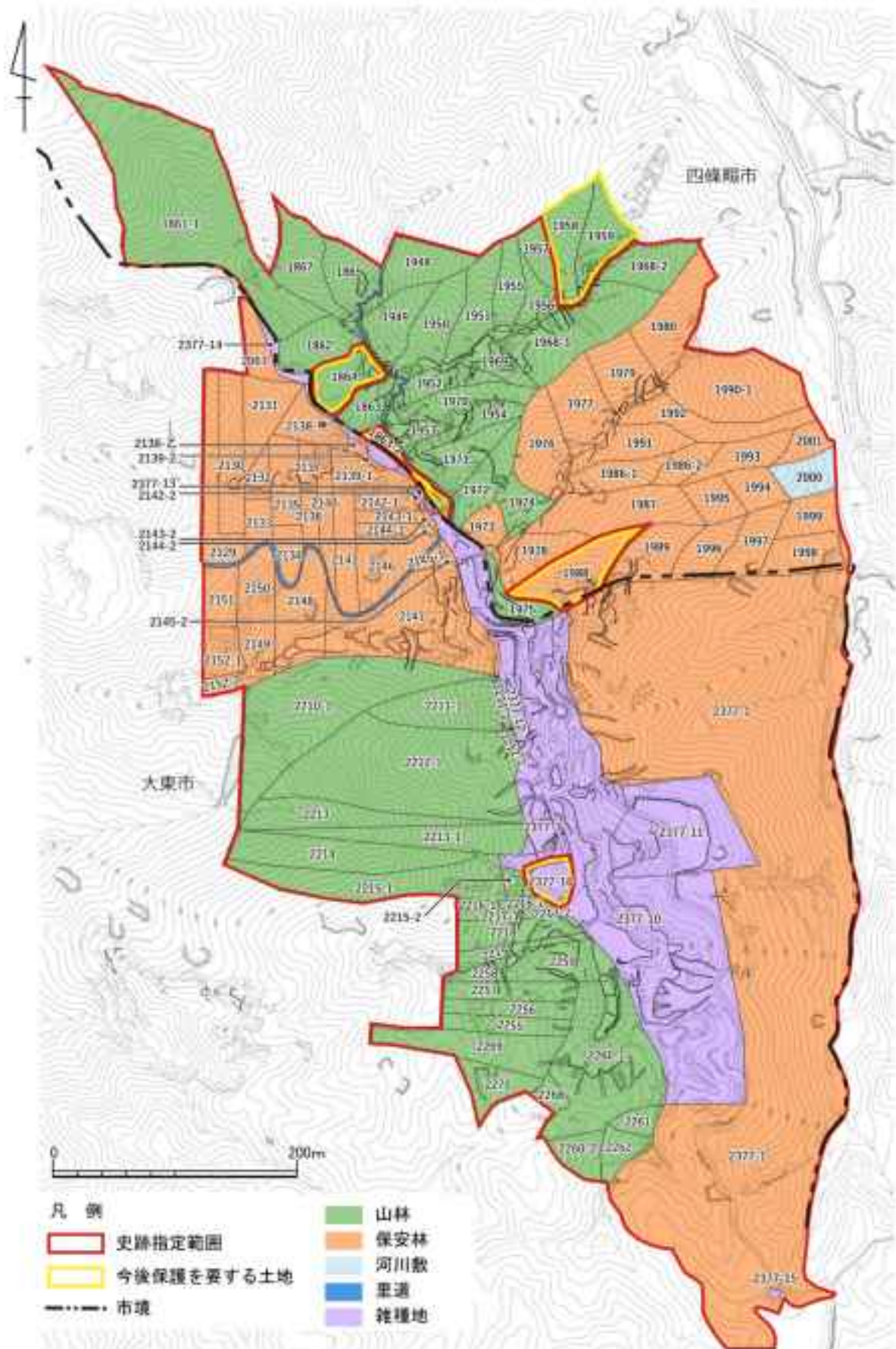


図 59 史跡飯盛城跡の土地利用(地目)の状況